

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金<国・県 早見表(中小企業等向け)>

所掌	事業の名称 補 補助金・助成 給 給付金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	募集期間(→)												公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ	問合せ先
					R6年					R7年								
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
経済産業省	生産性革命推進事業	中小企業・小規模事業者は、人手不足等の構造変化に加え、働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入など複数年度にわたり、相次ぐ制度変更に対応することが必要となっています。このため、こうした断続的に行われる大きな制度変更に対応するために柔軟に対応していただくため、中小企業・小規模事業者の制度変更への対応や生産性向上の取組状況に応じて、設備投資、IT導入、販路開拓等の支援を一体的かつ機動的に実施し、複数年にわたって中小企業・小規模事業者の生産性向上を継続的に支援します。															(独)中小企業基盤整備機構 企画部生産性革命推進事業室 TEL:03-6459-0866 E-mail: seisanseikakumei@smrj.go.jp	
	補 【生産性革命推進事業】 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(省力化(オーダーメイド)枠、製品・サービス高付加価値化枠(通常類型、成長分野進出類型)、グローバル枠)	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金は、中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等)等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的な製品・サービスの開発、生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するものです。	中小企業者等・小規模事業者等	【基本要件】 以下を満たす3～5年の事業計画の策定及び実行 ・付加価値額 +3%以上/年 ・給与支給総額 +1.5%以上/年 ・事業場内最低賃金≧地域別最低賃金+30円 ※ 各枠ごとに、基本要件に加えて、別途要件があります。	(18次) R.6.1/31～R6.3/27												■補助上限: ・省力化(オーダーメイド)枠 750万円～8,000万円(※) ・製品・サービス高付加価値化枠 [通常類型] 750万円～1,250万円 [成長分野進出類型(DX・GX)] 1,000万円～2,500万円 ・グローバル枠 3,000万円 ※従業員規模により補助上限の金額が異なります。 ■補助率: ・省力化(オーダーメイド)枠 1/2、小規模事業者等 2/3 ・製品・サービス高付加価値化枠 [通常類型] 1/2、小規模事業者等 2/3 [成長分野進出類型(DX・GX)] 2/3 ・グローバル枠 1/2、小規模事業者 2/3	ものづくり補助金事務局 TEL:050-3821-7013
	補 【生産性革命推進事業】 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(省力化(オーダーメイド)枠)	中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等)等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的な製品・サービスの開発、生産プロセス等の省力化を行い、生産性を向上させるための設備投資等を支援します。	中小企業者等・小規模事業者等	【基本要件】 以下を満たす3～5年の事業計画の策定及び実行 ・付加価値額 年平均成長率+3%以上増加 ・給与支給総額 年平均成長率+1.5%以上増加 ・事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上	(17次) R.5.12/27～R6.3/1												■補助上限(()内は大幅賃上げを行う場合): ・5人以下 750万円(1,000万円) ・6～20人以下 1,500万円(2,000万円) ・21～50人以下 3,000万円(4,000万円) ・51～99人以下 5,000万円(6,500万円) ・100人以上 8,000万円(1億円) ※従業員規模により補助上限の金額が異なります。 ■補助率: ・中小企業: 1/2※ ・小規模企業者・小規模事業者・再生事業者: 2/3※ ※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3、1,500万円を超える部分は1/3	ものづくり補助金事務局 TEL:050-3821-7013
	補 更新 【生産性革命推進事業】 サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)<通常枠>	中小企業・小規模事業者等のみなさまが自社の課題やニーズに合ったITツールを導入する経費の一部を補助することで、みなさまの業務効率化・売上アップをサポートするものです。	中小企業・小規模事業者等	事業のデジタル化を目的としたソフトウェアやシステムの導入を支援 ■機能要件 1種類以上の業務プロセスを口保有するソフトウェアを申請すること(汎用プロセスのみは不可)	R.6.2/16～R6.5/20 (1次締切分)～R6.3/15 (3次締切分)～R6.5/20												■補助対象経費: ソフトウェア(ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分))、導入関連費(オプション)(機能拡張やデータ連携ツールの導入、セキュリティ対策実施に係る費用)、導入関連費(役務の提供)(導入コンサルティング、導入設定・マニュアル作成・導入研修、保守サポートに係る費用) ■補助率: 1/2以内 ■補助金額: ・1プロセス以上 5万円以上150万円未満 ・4プロセス以上 150万円以上450万円以下	サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター ナビダイヤルTEL:0570-666-376 IP電話TEL:050-3133-3272
	補 更新 【生産性革命推進事業】 サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)<インボイス枠(インボイス対応類型)>	中小企業・小規模事業者等のみなさまが導入する会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフトの経費の一部を補助することで、インボイス制度に対応した企業間取引のデジタル化を推進することを目的としています。	中小企業・小規模事業者等	インボイス制度に対応した会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフトを導入し労働生産性の向上をサポート ■機能要件 (1)インボイス制度に対応した会計・受発注・決済ソフト 会計・受発注・決済のうち1～2機能以上を有すること (2)PC・ハードウェア等 会計・受発注・決済に係る機能のITツールの使用に資するもの ■補助対象 ソフトウェア必須(インボイス制度に対応した「会計」「受発注」「決済」の機能を有するソフトウェア)、オプション(機能拡張、データ連携ツール、セキュリティ)、役務(導入コンサルティング、導入設定 / マニュアル作成 / 導入研修、保守サポート)、ハードウェア(PC / タブレット / プリンター / スキャナ / 複合機/POSレジ / モバイルPOSレジ / 券売機) ※ハードウェアを補助対象として申請する場合は、そのハードウェアがソフトウェアの使用に資するものであること。	R.6.2/16～R6.5/20 (1次締切分)～R6.3/15 (3次締切分)～R6.4/15 (5次締切分)～R6.5/20											(1)インボイス制度に対応した会計・受発注・決済ソフト ■補助率: 中小企業3/4、小規模事業者4/5 (補助額50万円超の際の補助率は、補助額のうち50万円以下については3/4(小規模事業者は4/5)、50万円超については2/3以内) ■補助額 ・50万円以下(会計・受発注・決済のうち1機能以上を有することが機能要件) ・50万円超～350万円以下(会計・受発注・決済のうち2機能以上を有することが機能要件) (2)PC・ハードウェア等 ■補助率 1/2以内 ■補助額 PC・タブレット等:10万円以下、レジ・券売機等:20万円以下	サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター ナビダイヤルTEL:0570-666-376 IP電話TEL:050-3133-3272	
	補 更新 【生産性革命推進事業】 サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)<インボイス枠(電子取引類型)>	取引関係における発注者が口インボイス制度対応のITツール(受発注ソフト)を導入し、当該取引関係における受注者が口中小企業・小規模事業者等に対して無償でアカウントを口供与して利用させる場合に、その導入費用の一部を支援します。	中小企業・小規模事業者等、その他の事業者等	インボイス制度に対応した受発注システムを商流単位で導入する企業を支援 ■機能要件 インボイス制度に対応した受発注の機能を有しているものであり、かつ取引関係における発注側の事業者としてITツールを導入する者が、当該取引関係における受注側の事業者に対してアカウントを無償で発行し、利用させることのできる機能を有するもの	R.6.2/16～R6.5/20 (1次締切分)～R6.3/15 (3次締切分)～R6.5/20											■補助率 ・中小企業、小規模事業者等2/3 以内 ・その他事業者等1/2 以内 ■補助額: 350万円以下 ■補助対象 受発注ソフト(インボイス制度に対応した受発注の機能を有しているものであり、かつ取引関係における発注側の事業者としてITツールを導入する者が、当該取引関係における受注側の事業者に対してアカウントを無償で発行し、利用させることのできる機能を有するクラウド型のソフトウェアクラウド利用料(最大2年分))	サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター ナビダイヤルTEL:0570-666-376 IP電話TEL:050-3133-3272	
補 更新 【生産性革命推進事業】 サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)<セキュリティ対策推進枠>	中小企業・小規模事業者等のみなさまがサイバーインシデントが原因で事業継続が困難となる事態を回避するとともに、サイバー攻撃被害が供給制約や価格高騰を潜在的に引き起こすリスクや生産性向上を阻害するリスクを低減していただくことを目的としています。	中小企業・小規模事業者等	サイバー攻撃事案の増加により高まる様々な潜在リスクの低減を支援 ■機能要件 独立行政法人情報処理推進機構が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているいずれかのサービス	R.6.2/16～R6.5/20 (1次締切分)～R6.3/15 (3次締切分)～R6.5/20											■補助率: 1/2以内 ■補助額: 5万円以上100万円以下 ■機能要件 独立行政法人情報処理推進機構が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているいずれかのサービス ■補助対象 ITツールの導入費用及び、サービス利用料(最大2年分)	サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター ナビダイヤルTEL:0570-666-376 IP電話TEL:050-3133-3272		

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金<国・県 早見表(中小企業等向け)>

所掌	事業の名称	補助金・助給 給付金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	募集期間(→)												給付・補助金額等	問合せ先	
						R6年			R7年						R7年					
						1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
生産性革命推進事業	補更新 【生産性革命推進事業】 サービス等生産性向上IT導入支援事業 (IT導入補助金)＜複数社連携IT導入枠＞		複数の中小企業・小規模事業者が連携してITツール及びハードウェアを導入することにより、地域DXの実現や、生産性の向上を図る取組に対して、複数社へのITツールの導入を支援するとともに、効果的に連携するためのコーディネート費や取組への助言を行う外部専門家に係る謝金等を含めて支援するものです。	・商工団体等(例)商店街振興組合、商工会議所、商工会、事業協同組合等 ・当該地域のまちづくり、商業活性化、観光振興等の担い手として事業に取り組むことができる中小企業者又は団体(例)まちづくり会社、観光地域づくり法人(DMO)等 ・複数の中小企業・小規模事業者等により形成されるコンソーシアム	業務上つながりのある「サプライチェーン」や、特定の商圏で事業を営む「商業集積地」に属する複数の中小企業・小規模事業者等が連携してITツールを導入し、生産性の向上を図る取組を支援。 本事業の補助対象経費は下記の通り経費区分ごとに3つに分類され、それぞれの導入経費あるいは必要経費が補助対象となる。また、補助対象経費は、交付決定を受けた日付以降に発注を行い、補助事業実施期間内に支払いを完了したものに限り。 (1)基盤導入経費 インボイス対応型にて、補助対象経費として定義されているITツール ①「会計・受発注・決済」の機能を保有するソフトウェアとそのオプション、役務 ②上記①の使用に資するハードウェア PC・タブレット・プリンター・スキャナー・複合機、POSレジ・モバイルPOSレジ・券売機 (2)消費動向等分析経費 ・上記(1)基盤導入経費以外で補助事業で用いられるITツール ・異業種間の連携や地域における人流分析・商取引等の面的なデジタル化に資するソフトウェアとそのオプション、役務、ハードウェアが対象となる (3)その他経費 ①代表事業者が補助事業グループを取りまとめるために要する経費 ②外部専門家による導入・活用支援にかかる費用	R62/16~R6.6/19 (1次締切分)~R6.4/15 (2次締切分)~R6.6/19	■補助率、補助額 ①インボイス対応型と同様 ②上記①以外の経費⇒補助上限額は50万円×グループ構成員数、補助率は2/3以内 (①+②)の補助上限額は3,000万円) ③事務費・専門家費⇒補助率は2/3以内、補助上限額は(①+②)×10%に補助率2/3を乗じた額若しくは200万円のいずれか低い方 ■補助対象 ソフトウェア購入費、クラウド利用費(クラウド利用料最大2年分)、導入関連費	サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター ナビダイヤルTEL:0570-666-376 IP電話TEL:050-3133-3272												
	補 【全国商工会連合会 枠】 小規模事業者持続化補助<一般型>		小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更等に対応するために取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助することにより、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とします。本補助金事業は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、地道な販路開拓等の取組や、その取組と併せて行う業務効率化(生産性向上)の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助する。	小規模事業者等	補助対象となる事業は、次の(1)から(3)に掲げる要件をいずれも満たす事業であることとします。 (1)策定した「経営計画」に基づいて実施する、販路開拓等のための取組であること。あるいは、販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化(生産性向上)のための取組であること。 (2)商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む事業であること (3)以下に該当する事業を行うものではないこと ①同一内容の事業について、国が助成(国以外の機関が、国から受けた補助金等により実施する場合を含む)する他の制度(補助金、委託費等)と重複する事業 ②本事業の終了後、概ね1年以内に売上げにつながるが見込まれない事業 ③事業内容が射幸心をそそるおそれがあること、または公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなるおそれがあるもの、公的な支援を行うことが適当でないと思われるもの	(第13回)R5.3/3~R5.9/7 (第14回)R5.9/12~R5.12/12 (第15回)R6.1/16~R5.3/14	■補助上限 (通常枠)50万円 (賃金引上げ枠、卒業枠、後継者支援枠、創業枠)200万円 ■補助率:2/3 (賃金引上げ枠のうち赤字事業者については3/4) ※インボイス特例の要件(公募要領P.12参照)を満たしている場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ	広島県商工会連合会 TEL:082-247-0221 日本商工会議所 TEL:03-6632-1502												
	補 【日本商工会議所 枠】 小規模事業者持続化補助<一般型>		本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売上の回復が期待し難い中、ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するために新市場進出(新分野展開、業態転換)、事業・業種転換、事業再編、国内回帰又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援することで、日本経済の構造転換を促すことを目的とします。 第10回公募からは、コロナや物価高等により依然として業況が厳しい事業者への支援として「物価高騰対策・回復再生応援枠」を措置することに加え、産業構造の変化等により事業再構築が強く求められる業種・業態の事業者への支援として「産業構造転換枠」、海外で製造する部品等の国内回帰を進め、国内サプライチェーン及び地域産業の活性化に取り組む事業者(製造業)への支援として「サプライチェーン強靱化枠」、成長分野への事業再構築を支援するべく売上高等減少要件を撤廃した「成長枠」を新設するなど、ポストコロナ社会を見据えた未来社会を切り拓くための取組を重点的に支援していきます。	日本国内に本社を有する中小企業者等及び中堅企業等	下記①、②の両方を満たすこと。 ①経済産業省が示す「事業再構築指針」に沿った3~5年の事業計画書を作成し、認定経営革新等支援機関の確認を受けていること。 ②補助事業終了後3~5年で付加価値額を年率平均3.0%~5.0%(事業類型により異なる)以上増加させること。又は従業員一人当たり付加価値額を年率平均3.0%~5.0%(事業類型により異なる)以上増加させること。	(9次)R5.1/16~R5.3/24 (10次)R5.3/30~R5.6/30 (11次)R5.9/10~R5.10/6	(1)成長枠 ・補助金額 100万円~7,000万円 ・補助率 原則、1/3~1/2 (2)グリーン成長枠(エントリー) ・補助金額 100万円~1億円 ・補助率 原則、1/3~1/2 (3)グリーン成長枠(スタンダード) ・補助金額 100万円~1.5億円 ・補助率 原則、1/3~1/2 (4)卒業促進枠 ・補助金額 成長枠・グリーン成長枠の補助金額上限に準じる ・補助率 1/3~1/2 (5)大規模賃金引上促進枠 ・補助金額 100万円~3,000万円 ・補助率 1/3~1/2 (6)産業構造転換枠 ・補助金額 100万円~7,000万円 ※廃業を伴う場合は、廃業費を最大2,000万円上乗せ ・補助率 1/2~2/3 (7)最低賃金枠 ・補助金額 100万円~1,500万円 ・補助率 2/3~3/4 (8)物価高騰対策・回復再生応援枠 ・補助金額 100万円~3,000万円 ・補助率 1/2~2/3	事業再構築補助金事務局 コールセンター <ナビダイヤル>0570-012-088 <IP電話用> 03-4216-4080												

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表（中小企業等向け）＞

所掌	事業の名称 <div style="display: flex; align-items: center; gap: 5px;"> 補 補助金・助成金 給 給付金 New 新着情報 </div>	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R6年												R7年			給付・補助金額等	問合せ先			
					募集期間(→)																			
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
厚生労働省	給 両立支援等助成金(介護離職防止支援コース) に「 新型コロナウイルス感染症対応特例 」	新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のため有給休暇制度を設け、ご家族の介護を行う労働者が休みやすい環境整備した中小企業事業主を支援。	右記要件を満たす中小企業事業主	新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のための有給の休暇制度(最低20日間取得可能)を設け、仕事と介護の両立支援制度の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を合計5日以上労働者に取得させた中小企業事業主を支援 ※「介護のための有給の休暇」は、労働基準法に基づく年次有給休暇とは別に設けていただく必要があります。 ※法定の介護休業(対象家族1人につき合計93日)、介護休業(年5日(対象家族2人以上の場合は年10日))は別途保障していただく必要があります。 ※令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得した休暇が対象。																		労働者1人当たり 取得した休暇日数が合計5日以上10日未満:20万円 取得した休暇日数が合計10日以上:35万円 ※1企業当たり5人分まで支給	最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)	
	補 産業雇用安定助成金	新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して、その出向に要した賃金や経費の一部を助成します。	(1)新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者(雇用保険被保険者)を送り出す事業主(出向元事業主) (2)当該労働者を受け入れる事業主(出向先事業主)	■本助成金の支給対象となる「出向」 ・新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向であること ・出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことを前提としていること ・出向元と出向先が、親会社と子会社の間の出向でないことや代表取締役が同一人物である企業間の出向でないことなど、資本的、経済的・組織的関連性などからみて独立性が認められること ・出向先で別の人を離職させるなど、玉突き出向を行っていないこと ■本助成金の支給対象となる「出向労働者」 ・出向元事業所において雇用される雇用保険の被保険者(ただし、次の(1)から(4)のいずれかに該当する方を除きます。)であって、本助成金の支給対象となる「出向」を行った労働者であること。 (1) 出向開始日の前日まで出向元事業主に引き続き雇用保険被保険者として雇用された期間が6か月未満である方 (2) 解雇を予告されている方、退職願を提出した方または事業主による退職勧奨に応じた方(離職の日の翌日に安定した職業に就くことが明らかな方を除く。) (3) 日雇労働被保険者である方 (4) 併給調整の対象となる他の助成金などの支給対象となっている方															R3.2/5~				【出向運営経費(出向中に要する経費の一部を助成)】 出向元事業主及び出向先事業主が負担する賃金、教育訓練及び労務管理に関する調整経費等 ・助成率 (イ)出向元が労働者の解雇等を行っていない場合 → 9/10(中小企業)、3/4(中小企業以外) (ロ)出向元が労働者の解雇等を行っている場合 → 4/5(中小企業)、2/3(中小企業以外) ・上限額 12,000円/日(出向元、出向先の計) 【出向初期経費(出向の成立に要する措置を行った場合に助成)】 就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備等 ・助成額 出向元・出向先 各10万円/1人当たり(定額) ・加算額(※) 出向元・出向先 各5万円/1人当たり(定額) (※)出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行います。	最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)、ハローワーク等
	補 人材確保等支援助成金(テレワークコース)	良質なテレワークの新規導入・実施により、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主事業主に助成【支給対象となる経費の範囲】 次の取組の実施に要した費用が支給対象となります。 ①就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更 ②外部専門家によるコンサルティング ③テレワーク用通信機器の導入・運用 ④労務管理担当者に対する研修 ⑤労働者に対する研修	【機器等導入助成】 ①テレワーク実施計画を作成し、管轄の労働局に提出してその認定を受けること。 ②計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日までに、テレワークに関する制度として、所定の内容を規定した労働協約又は就業規則を整備すること。 ③上記①の認定を受けたテレワーク実施計画に基づき、実際にその取組を実施すること。 ④評価期間(機器等導入助成)におけるテレワーク実施対象労働者のテレワーク実施状況が、以下以下(1)または(2)の基準を満たすこと。 (1)評価期間(機器等導入助成)において、1回以上、テレワーク実施対象労働者全員がテレワークを実施すること。 (2)評価期間(機器等導入助成)にテレワーク実施対象労働者が週平均1回以上テレワークを実施すること。 【目標達成助成】 ①離職率に係る目標の達成 (1)テレワークに関する制度の整備の結果、評価時離職率が、計画時離職率以下であること。 (2)評価時離職率が30%以下であること。 ②評価期間(機器等導入助成)初日から1年を経過した日からの3か月間に1回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間(機器等導入助成)初日から1年を経過した日における対象事業所の労働者数に、計画認定時点における対象事業所の労働者全体に占めるテレワーク実施対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上であること。															R3.4/1~				【機器等導入助成】 1企業あたり、支給対象となる経費の30% ※ただし以下のいずれか低い方の金額を上限とする。 ・1企業あたり100万円 ・テレワーク実施対象労働者1人あたり20万円 【目標達成助成】 1企業あたり、支給対象となる経費の20% <生産性要件を満たす場合35%> ※ただし以下のいずれか低い方の金額を上限とする。 ・1企業あたり100万円 ・テレワーク実施対象労働者1人あたり20万円	広島労働局 雇用環境・均等室 TEL:082-221-9247	

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表(中小企業等向け)＞

所掌	事業の名称 <small>補</small> 補助金・助成金 <small>給</small> 給付金 <small>New</small> 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	募集期間(→)												給付・補助金額等	問合せ先				
					R6年			R7年						R7年								
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
呉市	<small>補</small> <small>更新</small> 中小企業等事業再構築促進事業への追加支援	日本製鉄呉地区の休止方針やコロナ禍への対応等で事業の再構築に挑戦する事業者の方で、国が実施する「中小企業等事業再構築促進事業」において交付額の確定を受けた中小企業・小規模事業者の方に対する支援を行います。また、日本製鉄呉地区の関連事業者に対しては、さらに加算措置を行います。	国の中小企業等事業再構築促進事業で採択を受け、呉市内で事業を実施したものが対象です。	<ul style="list-style-type: none"> 国の中小企業等事業再構築促進事業において交付額の確定を受けた事業者で、呉市内において事業を実施した者 市税の滞納がない者 呉市暴力団排除条例(平成24年呉市条例第1号)第2条第1号、第2号及び第3号の規定に該当しない者 																	■補助額 (1)最大300万円(事業者負担の1/10)を交付(上乗せ) (2)加えて、日本製鉄呉地区の関連事業者に対しては、影響度(日本製鉄との取引割合)に応じて、最大300万円を交付(日鉄加算) ※補助対象事業費から、国の補助額を除いた事業者負担分が対象です。	呉市 産業部商工振興課 TEL:0823-25-3310

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表(中小企業等向け)＞

所掌	事業の名称 <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 補 補助金・助成金 給 給付金 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> New 新着情報 </div>	事業の目的	対象者	要件・対象分野	募集期間(→)												給付・補助金額等	問合せ先				
					R6年			R7年						R7年								
				1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
東 広 島 市	<div style="display: flex; align-items: center;"> 補 東広島市生産性革命推進事業活用促進補助金 </div>	国の生産性革命推進事業を活用して、地道な販路開拓や設備投資など、前向きな投資を行う、中小企業、個人事業主等の支援を目的とし、国の補助金に乗せし、活用を促進するものです。	<ul style="list-style-type: none"> ・国の生産性革命推進事業の各補助金で採択され、補助金の確定を受けた者 ・東広島市内に主たる事業所を有する者 ・市税の滞納がない者 	<ul style="list-style-type: none"> ■ものづくり補助金。中小企業・小規模事業者が、新製品や新サービス提供のための機械設備購入やシステム構築にかかる費用の一部を助成 ■持続化補助金。小規模事業者が、コロナ対策その他店舗の改装、ホームページ作成、チラシ・カタログの作成など販路拡大や生産性向上に取り組む費用の一部を支援 ■IT導入補助金。業務の効率化などの付加価値向上につながるITツール導入を支援 	→													【申請受付終了】	各対象事業で採択された事業について、原則、事業者負担の2分の1を補助します(上限額あり)。	東広島市 産業部産業振興課 TEL:082-420-0921		
	<div style="display: flex; align-items: center;"> 補 東広島市事業計画策定事業 </div>	ウイズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するため、国の事業再構築補助金を活用して、新分野展開、業態転換、事業・業種転換等を目指す中小企業、個人事業主等に補助金を交付します。 (1)事業計画策定事業 ※国の採択・不採択に関わらず申請が可能です。	<ul style="list-style-type: none"> ・次の全てを満たす者としてします。 ・市内に主たる事業所を有している中小企業等 ・国の事業再構築補助金の採択・不採択の結果通知を受けている者 ・市税の滞納がない者 ・市が実施する「経済状況のモニタリング」に対し、情報提供等の協力ができる者 	<ul style="list-style-type: none"> ■認定経営革新等支援機関等 ・国が認定した経営革新等支援機関(中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第31条第1項の規定により認定された者をいう。) ・別紙認定支援機関確認書により、経営革新等支援機関が適当と認められた者 ・その他市長が適当と認める者 ■補助対象経費 申請に必要な事業計画策定のために認定経営革新等支援機関等に支払った報酬 																R3/9/22~	■補助率:10/10 ■補助金額:上限20万円 ※注1 補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。 ※注2 補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。	東広島市 産業部産業振興課 TEL:082-420-0921
	<div style="display: flex; align-items: center;"> 補 東広島市事業再構築促進ポト補助金 </div>	国の令和2年度第3次補正事業である「事業再構築補助金」の申請に当たり、「認定経営革新等支援機関等」の支援を得て事業計画を策定する事業 (2)事業再構築促進事業 国の令和2年度第3次補正事業である「事業再構築補助金」の採択を受けて実施する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・次の全てを満たす者としてします。 ・市内に主たる事業所を有している中小企業等 ・国の事業再構築補助金の交付の確定通知を受けている者 ・市税の滞納がない者 ・市が実施する「経済状況のモニタリング」に対し、情報提供等の協力ができる者 	<ul style="list-style-type: none"> ■補助対象経費 国の事業再構築補助金の補助対象経費から、国が交付を決定している補助金額を差し引いた経費 																R3/9/22~	■補助率:1/10 ■補助金額:上限200万円 ※注1 補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。 ※注2 補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。	東広島市 産業部産業振興課 TEL:082-420-0921

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。